

# 観音寺町 『人・農地プラン』

市町村名	対象地区名 (地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
大和郡山市	観音寺町 (観音寺町集落)	令和 3年3月31日	令和 5年3月31日

## 1 対象地区の現状

① 地区内の耕地面積	16.9 ha
② アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	11.8 ha
③ 後継者のいる農業者の耕作面積の合計	5.8 ha
④ 後継者のいない農業者の耕作面積の合計	6.0 ha
i うち5年後営農困難・不明の農業者の耕作面積の合計	4.0 ha
ii うち75歳以上の農業者の耕作面積の合計	0.2 ha
⑤ 地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	2.4 ha
(備考) 現在地区内には水稲や野菜を作付けする中心経営体や、水稲栽培を請け負う集落外の中心経営体が存する。	

## 2 対象地区の課題

観音寺町集落は、かつては水稲栽培のほか野菜やハウスでのイチゴ栽培がされていたが、従前より兼業農家が多く、現在は集落内に専業農家は1世帯存する。農業後継者については、集落内の約6割の農家に後継者がおらず、農業者の高齢化は進んでいる状況である。地域の農地の状況は、現在は水稲作付か保全管理水田のほか、一部でトマトやレンコン等の野菜が栽培されているが、今後高齢化で農業ができなくなった、もしくは農機具の不具合等で農業が継続できなくなった場合には耕作放棄地になることも考えられる。

### 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

- 集落内の農地利用については、農地バンク制度の周知を図り、機構を通じて担い手に、農地を集積・集約化していく。
- 担い手が営農しやすくするために、分散してる農地を集積・集約化する。
- 集落外からの担い手を受け入れることも、視野に入れる。
- 集落内において、集落営農組織づくりを検討し、農地の集約化による営農活動を進める。
- 集落内で耕作されなくなった、若しくは耕作されなくなるであろう農地については、中心経営体に集約化していく。
- 集落内の耕作放棄地は集落内で協力し解消していく。

#### (参 考) 中心経営体

属性	農 業 者 (氏 名 ・ 名 称)	現 状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積 (㎡) (地区内経営面積)	経営作目	経営面積 (㎡)	農業を営む範囲
認農		水稻	11,619 (7,204)	水稻	50,000 (27,204)	観音寺町・野垣 内町・高田町・ 白土町
認農		水稻、トマト	14,184 (11,870)	水稻、トマト	18,184 (15,870)	観音寺町・ 上三橋町

#### 4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針

##### ○農地の貸付等の意向

現在のところ、集落内において機構貸付意向の農家は7戸、6.1haである。集落内の農家であれば貸付意向の農家は、1戸、0.2haである。

農家の高齢化と後継者不足や土地持ち非農家が増えていることから、地区内農地の利用調整を担う営農組織を検討し、分散圃場の解消、農道や水路などの基盤整備、担い手への農地集積・集約化を進めるとともに、耕作放棄地を防止するために適正な農地管理を行う。

##### ○農地中間管理機構の活用方針

集落内で新たに経営体を育成、または集落外の経営体を呼び寄せてきて中心経営体に位置付ける等、中心経営体の確保を図る。

集落内の農地において、それらの中心経営体に農地の集積・集約化を促進するため、農地中間管理機構を積極的に活用する。そのためには、今後、担い手がおらず、耕作されなくなった農地については、機構に順次登録していく。

中心経営体が病気や怪我等の事情で、営農の継続が困難になった場合には、機構の機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるように、機構を通じて他の中心経営体への貸付を進めていく。